

最低賃金制と国民の福祉

——全国一律最低賃金制論の虚妄——

白井泰四郎

はじめに

1976年春闘は再び国民春闘の名に於て展開された。春闘を組織労働者の賃上げのみに終らせず、ひろく勤労国民の利益を追求する広汎な闘争として展開するために、'76年春闘は“制度要求”として公共料金値上げ反対、所得税の減税、雇用保障、年金改善、スト権確立等とならんで再び全国一律最低賃金制の要求をかかげた。総評はすでに1952年賃金綱領作成当時から全国一律最低賃金制の要求をかかげてきたが、近年この課題への取り組みは一段と積極的になってきた。とりわけ昨年の1975年春闘ではこの全国一律最低賃金制を同じく“国民春闘”の支柱の一つとして強調したばかりでなく、注目されたのは、かねてから最低賃金制についての考え方や取り組み方に於て総評と大きな距りを示してきた同盟を含む労働4団体の間に共闘体制ができ上り4団体の「統一要求書」が確認されたことである。さらにこの4団体の合意を基礎として国会審議の場に於ても社共公民の4野党による共同の最低賃金法案が作成され政党を含む幅広い統一闘争の体制が組まれた。'75年春闘における全国一律最低賃金制統一要求書の内容は、そのまま今次'76年春闘における要求と同一であるからここに摘録すれば次の如くである。

1. 決定方式

(1) 全国一律最低賃金の法制化をはかる。なおこの決定により実効性のあがらない産業の業種・地域に関しては、全国一律最低賃金にうわすみすることができる。

(2) 労働協約の拡張適用を制度化する。

2. 決定基準

最低賃金額の決定は、生計費、賃金事情を基

準に毎年改訂する。

3. 決定機構

最低賃金を決定する権限をもつ最低賃金委員会を次の通り設置する。

(1) 最低賃金委員会を中央・地方それぞれに設置する。

(2) 最低賃金委員会は、労使同数の委員とそれより少数の斡旋的立場の中立委員をもって構成する。

(3) 労使委員は、それぞれの団体に推薦し、中立委員の選出は労使委員の同意を要する。

1975年春闘ではこの統一要求による全国一律最低賃金制の法制化を要求して春闘共闘委員会は3月27日に24時間の統一ストをかまえた（いわゆる3・27統一スト）。けれどもこの統一ストは前日の26日、長谷川労働大臣が衆議院社労委における答弁と労働4団体に対する回答を通じてこの問題についての政府の姿勢を明らかにしたことにより取止めとなった。その趣旨は「最低賃金制が労働者の労働条件改善に果す役割はさらに重要性を増すと思われるが、労働4団体から全国一律最低賃金の統一要求が提出され、また野党4党の最低賃金法案が国会に提出されたことに政府は留意し、今後の最低賃金制のあり方について中央最低賃金審議会の意見を求める。その際には全国一律最低賃金制をとり入れるに当たっての諸問題を含めて審議会に検討を望むこととする」というものであった。そして同年5月30日に開催された中央最低賃金審議会に於て、長谷川労相は、さきの労働4団体に対する回答と同じ趣旨による「今後の最低賃金制のあり方に関する諮問」を行ったのである。

全国一律最低賃金制への期待

こうして総評が長年執念を燃やしてきた全国一律最低賃金制はようやく法制化に向った如くに見えた。もっとも75年春闘の収拾に当ってのこの問題に関する中央最低賃金審議会の答申期限はいまいさを残しており、それが76年春闘に当って総評等春闘共闘委が再び国民春闘の制度要求として全国一律最低賃金制をかかげた理由の一つと思われる。だが、75年と76年の兩年を通じて、総評をはじめとする労働4団体がこの法制化に期待を強めたことの背景としては石油危機以後の日本経済の長期不況があり、また今後の減速成長の展望の下で予想される統一的賃金闘争の困難さと限界が鋭く意識されていたようである。

高度経済成長から長期不況を経て、低速ないし安定成長へと日本経済が転換するに当って、春闘共闘委員会が抱いている危機意識の一つは、組織労働者と未組織労働者の間の賃金格差の拡大と、後者の賃金水準の低迷が、前者の賃金水準改善に対して死錘となるという虞れである。この統一賃金闘争に立塞がる壁の打開のために強い期待をもたれているのが全国一律最低賃金制の法制化なのである。

たとえば1975年総評調査年報「低成長への移行と国民春闘の再構築」¹⁾は、“全国全産業一律最低賃金制の課題”のなかで次のようにいう。「……現行の最賃制は大きな限界を持っている。昨今の物価高騰とそれに同時に進行した労働市場の緩和は、春闘相場の労働者諸階層への波及を弱めただけでなく、低賃金の制度的規制の面に於ても矛盾を増大させている。それは(1)企業内組織労働者の大幅賃上げが企業内未組織労働者との賃金格差を拡大し、それがますます企業内最賃及び産業別最賃制の普及をむずかしくしていることである。底辺労働者の最低規制は、賃金格差拡大過程では、本工労働者にとって運動化されにくい。このような産業・企業内賃金決定に於ける矛盾は、各産業共通の不熟練最低労働者層を、全国全産業一律に規制し、その上に組織労働者に影響を持つ産業最低規制を設定する構造的規制でなくては解決しえな

いところまできている。(2)他方、中小企業労働者、パートタイマーなど低賃金層はその内部に業種の条件、地域労働市場条件の違い、大企業との結合関係らによって、地域間賃金格差を持っている。地域最低賃金の実質上、業種の支払い能力や労働市場条件で決定されることが明確であれば、労働者は地域到達闘争としての地域最賃運動に結集するよりも労働市場における選択に身をまかせるであろう。したがって、今日われわれは地域最低賃金の大量運動化を獲得するためにも、全国全産業一律最低賃金制を先行させて、その上に生計費の地域格差を反映させる方式に転換すべきであろう……」¹⁾

1975年春闘が不況の深刻化と雇用不安の増大するなかで、予想をはるかに下回る13.1%の低額の賃上げに終り、しかも産業間、業種間、企業間の賃金上昇率のバラつきが顕著となった結果をふまえた春闘共闘の雇用・最低賃金研究委員会事務局が1975年12月に発表した「最低賃金制の考え方について」²⁾なる論文では、低成長時代に入った日本経済の段階における組織労働者と未組織労働者の賃金格差および地域間格差の拡大の傾向についての危機意識は一層濃くなっており、このような格差拡大への歯止めとして全国全産業一律の最低賃金制への期待を明らかにしている。すなわち“組織労働者の賃上げが未組織労働者の支持を得られるかどうかの客観的条件は、なんと云っても組織労働者と同じ程度の賃上げが未組織労働者に及ぶという保障が必要である。……「春闘相場」というものが、これまでの「人手不足」化が顕著であった高度成長時代には實際上、ある程度未組織労働者を含めた全労働者の賃金相場に結果的にはなっていた。しかし、それは必ずしも制度的なものではなく、いわゆる「市場メカニズム」を通して自然的に波及をしていくという、いわば幸運な状態にあったにすぎなかったのである。ところがこれからの日本の低成長のもとでは、労働市場の状況は必ずしも「人手不足」基調がつづくわけではなく、むしろ逆の方向に動く危険性

1) 総評調査部編『1975年総評調査年報』「低成長への移行と国民春闘の再構築」労働経済社1975年7月刊。231-233頁。

2) 総評調査部『総評調査月報』第114号。昭和51年2月号。

が増大している。……労働者にとって通常最大の関心事である賃金についても、今日の段階で社会的な歯止めの制度的保障が必要となっている。“そして、わが国には中小零細企業の労働者、臨時工、社外工、季節工、パートタイマー、高齢労働者、家庭内職者等の重層的な低賃金諸階層が存在し、特異な低賃金構造が形成されているが、この構造は成り行きにまかせては解消しない。とくに現在の地賃（地域別最低賃金……引用者）は地方ごとに政労使の三者構成でできており、ほとんど地場の賃金を前提にして最低賃金が決められているのであるから”日本全体の地域的な賃金格差の是正という論理は、本来持ち得ないのである。それに対して“われわれが全国一律の最低賃金制を要求する時には、……基本的な理念としては、このような不当格差（地域格差）を解消していくという意味で、全国一律を掲げているわけであるから、全国的な地域格差の解消という変革を展望する、あるいは目的とするものが全国一律の最低賃金制である”。

以上のような考え方に立って春闘共闘委員会は、1975年春闘と同じく今次の76年春闘に於ても具体的な獲得目標額として、(1)全国一律の最低賃金法定金額を月額7万円、日額2,800円、時給350円以上とする要求をかかげたのである¹⁾。

最低賃金の権力思想

以上に要約した総評や春闘共闘委員会の全国一律最低賃金制に関する考え方は、労働4団体の合意によるものである。もっとも法定による最低賃金月額について新産別は6万円、同盟は7万円は無理で全国一律なら5万円程度と考え方が別れたというが、これらの異論は4団体統一要求作成に当って固執されなかった²⁾。4野党共同の最低賃金法案もこの労働4団体の統一要求にみられる基本的な思想をそのまま採用していると云ってよい。けれども労働4団体にしても野党4党にしても、全国一律最低賃金制の法制化が望ましく、かつ必

要である趣旨は強調しても、わが国の雇用・労働市場の構造と、産業間、業種間、企業間、職種間、及び地域間などさまざまなレベルで成立している賃金格差の現実の構造のもとで果して実効性をもつ全国一律の最低賃金制が成立可能か、という問題の理論的解明は全く行なわなかった。また、かりに全国一律の最低賃金制が成立すれば、現行の地場賃金の水準とその格差によって低位に釘づけされている最低賃金が全般として高められるという期待は、いかなる根拠に基くのかという説明は何一つされたわけではなかった。全国一律最低賃金制が法制化されれば現行の業種別・地域別最低賃金の全体が大幅に底上げされることが無条件で仮定されているにすぎないのである。まして、かりに全国一律最低賃金が現行の最低賃金相場をはるかに上回る水準で成立したとした場合、いまや日本経済の安定成長への転換に当って深刻となりつつあり、事実春闘共闘委の制度要求の他の支柱となっている雇用・失業問題に与えることが予想される衝撃をどう評価するかについての解明も全くなかったと云ってよい。

最低賃金制はたしかに低賃金構造是正の一つの有力な試みである。だが、いかなる形の最低賃金制をいかなる水準で成立させることがもっとも有効であり、かつ実現性があるのかという問題を制約するのは、一つには出発点となる現存の各種賃金構造のパターンにほかならず、二つには最低賃金制が雇用・失業問題に及ぼす衝撃のあらわれ方や深さということ、三つには最低賃金決定の機構や手続きの仕組みや、さらに決定された最低賃金の完全実施を保障すべき労働基準監督行政や、労働組合の普及、監視・点検の実践的能力を含めた制度的諸条件のいかんということである。現実成立している低賃金構造（とくに最低賃金自体のもつ地域間格差）はたんに“不当”と論難しても解消しない。“不当に低い”最低賃金が若干のタイプと量の労働力の供給価格として現実機能している事実は、それが当該タイプの労働力についての関係業種や地域の労働市場条件を反映し、また最低賃金制について現在成立している制度的諸要因に影響されているからにほかならない。その

1) 『総評新聞』1976年2月27日。

2) 第50回総評定期大会春闘対策局報告書「労働4団体共闘を中心とする全国一律最低賃金制の闘い」のうち、「労働4団体最低賃金制担当者会議経過報告」による。

ような客観的諸条件や諸要因を一片の最低賃金法制で変革し得るとするのは驚くべき権力主義的な賃金思想といわなければならない¹⁾。問題は現行の最低賃金の構造の実態はどのようなものか、それはなぜ、いかにして形成されたかをまず確かめることであろう。

最低賃金における地域間格差の実態

ところで、中央最低賃金審議会が全国一律最低賃金制の審議を行うのは、今回がはじめてではない。同審議会の内部では総評が早くから全国一律最低賃金制を要求してきたからである。けれども同審議会が公式にこの問題に言及したのは1970年9月8日の答申であり、そこでは全国一律最低賃金制の導入は時期尚早として否定されたのである。時期尚早とされた最大の理由は、有効な全国一律最低賃金制の成立を不可能とさせる産業間、地域間賃金格差の存在であった。すなわち当時の同審議会の考え方は、“最低賃金”はなんらかの原因で、なんらかの形で存在する不公正な低賃金に対して有効に作用するものでなければならないが、そのためには労働市場の相場賃金と密接に関連した実効性ある最低賃金でなければならない。従って最低賃金は、労働市場の実態に即しかつ、類似的労働者の賃金が主たる基準となって決定されるようなあり方が望ましく、それは低賃金労働

者の保護を実効的に確保する面でも現実に適応するものであると考える。……最低賃金の適用の推進に当たっては、この考え方に立って労働市場に応じ産業別、職業別、又は地域別に最低賃金を設定することを基本とすべきである。……全国全産業一律制についてはなお地域別・産業別等の賃金格差がかなり大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待し得ない”，というものであった。

この答申が出て5年余を経た今日、実効性ある全国一律最低賃金制を成立させるための条件は、どのように用意され或いは成熟したのであろうか。好ましい条件としては昭和43年の最低賃金法改正により業者間協定方式が廃止され、審議会職権による決定方式（いわゆる16条方式）が定着したなかで、この5年間に最低賃金制が急速に普及したこと、わけでも地域別最低賃金（地域包括最賃）が51年1月宮城県での成立により全都道府県にわたって設定されたという事実があげられよう²⁾。

ところで表1によると昭和50年度末現在、最低賃金決定件数は425件、適用労働者数は32,614

表1 決定方式別の最低賃金決定状況

労働省労働基準局賃金福祉部(昭和50年3月31日現在)

決 定 方 式	決定件数	適用労働者数
1. 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	418	32,614 (32,608)
(1) 産業別・職業別最低賃金	372	16,967 (15,732)
(2) 地域別最低賃金	46	32,370 (16,876)
2. 労働協約に基づく地域的最低賃金(法第11条)	7	9 (6)
合 計	425	32,614

(注) 1. 産業別・職業別最低賃金、地域別最低賃金及び労働協約に基づく地域的最低賃金の適用労働者数のなかには、それぞれ他の最低賃金と重複して適用されているものが含まれているので、(1)と(2)を合算したものは1の数値と、また、1と2を合算したものは合計の数値とは一致しない。
2. ()内の数値は、実質的に効力をもつ最低賃金についての適用労働者数(同一労働者に2以上の最低賃金が適用される場合には、金額の最も高いものが効力をもつことになるので、このような場合に金額の最も高い最低賃金が適用されるものとして計上した適用労働者数)を示したものである。

2) 近年の最低賃金の普及状況については労働省「昭和49年労働経済の分析」268頁及び労働基準調査会「労働基準広報」を参照。

1) 春闘共闘委員会の最低賃金制についての思想が権力主義的であるが故に、その全国一律最低賃金制を実現しようという動きも、権力主義的である。たとえば1976年春闘での特徴は、地域闘争の強調であるが、大阪春闘共闘は50年度地域最賃について失業対策賃金の最低額(C3)2,063円を一円上回る2,064円を獲得した。これは今まで常に最高だった東京でできた2,063円を抜く、全国最高の額であり、3月26日付総評新聞は「地域最賃で大きな成果、失対賃金を一円上回る」とその成果をたたえたのである。このような成果をあげたのは同紙によると「一万名の署名を集め、大阪府議会に対する請願運動、大衆的な決起集会を背景とした審議会に対する申し入れ等々の諸活動。さらに昨年の6月28日には「大阪で人間らしい生活を営むには、7万程度の賃金は必要」という古本実労働基準局長の態度表明を引き出した」ためである。この労働基準局長との大衆団交で、「確認書」をとる方式は10月25日にも就任の労働基準局長に対する300人の交渉団の「力強い追及」の形で、11月5日には基準局長次長に対する審議会への提出資料をめぐっての交渉と「議事録確認」の形で繰りかえされた。この点については、上田卓三「大阪最賃共闘＝“代行”を排し未組織と連帯」『月刊労働問題』1976年4月号を参照。

表 2 金額階級別最低賃金決定状況 (昭和50年3月31日現在)

金 額 階 級	審 議 会 方 式								労 働 協 約 方 式			
	産業別・職業別最低賃金				地 域 別 最 低 賃 金							
			うち 49年度決定分				うち 49年度決定分				うち 49年度決定分	
	件数	適用 労働者数	件数	適用 労働者数	件数	適用 労働者数	件数	適用 労働者数	件数	適用 労働者数	件数	適用 労働者数
合 計	500	15,732	439	14,136	55	16,876	48	16,315	5	6	2	4
1,300 円未満	5	171			4	247						
1,300~1,399	1	9			6	926	4	818				
1,400~1,499	9	117	2	4	5	457	4	251				
1,500~1,599	31	338	19	83	14	3,253	14	3,253				
1,600~1,699	78	1,626	51	792	17	4,022	17	4,022	1	1		
1,700~1,799	88	1,052	87	1,049	9	7,971	9	7,971				
1,800~1,899	109	1,402	103	1,195								
1,900~1,999	60	1,422	60	1,422								
2,000~2,099	61	3,334	60	3,333					1	2	1	2
2,100~2,199	37	6,025	37	6,025					2	1		
2,200~2,299	8	143	8	143								
2,300~2,399	3	13	2	10								
2,400~2,499	2	1	2	1								
2,500~2,599	2	23	2	23								
2,600 円以上	6	56	6	56					1	2	1	2

(注) 1. 本表は実質的に効力をもつ最低賃金について示したものである(表1(注)参照)。
 2. 1件の最低賃金において、2以上の金額を定めているものについては、それぞれの金額階級に計上した。
 3. 従って、適用労働者数は表1の()内の数値と一致するが、件数は表1~表3の決定件数とは一致しない。
 (資料出所) 表1と同じ。

千人、このうち地域別最低賃金は46件、適用労働者数は32,370千人である。また、産業別・職業別最低賃金は372件で通用労働者は16,967千人である。これら産業別・職業別最低賃金のうち2件のみが中央決定による全国的産業別最低賃金であるが、これは全国石炭鉱業と全国金属鉱業であり、適用労働者数は43千人に過ぎない。したがって爾余のほとんどの産業別・職業別最低賃金はすべて都道府県単位の最低賃金である。このほか、労働協約に基づく地域的最低賃金は7件あるが、適用労働者数は9千人であり全体からみればきわめて僅かな比重しかもたない。そこで全国全産業の一律最低賃金制の可能性と実効性を検討するに当たっては、現在成立している地域別最低賃金及び産業別・職業別最低賃金の両面における地域間格差とその構造が問題となる。この問題については最近石原孝一氏がすぐれた論及を行っておられるので、この小論ではできるだけ要点のみに留める¹⁾。

(1) 地域別最低賃金の格差

表2によると、地域別最低賃金は55件となっていてさきに述べた都道府県数に相当する46件を上回っているが、これは複数制すなわち二本ないし三本建ての地域別最低賃金が昭和50年3月現在で北海道、千葉、神奈川、福井、長野、滋賀、兵庫、島根の8道府県に於て存在するためである(例、長野県の地域別最低賃金は1,640円……50年1月28日決定……であるが座繰生糸製造業の煮繭、ねん糸、美容師見習は1,440円)。もともと地域別最低賃金は、地域包括最低賃金の別称が示すように、産業別・業種別最低賃金の適用から取残された文字通り最低の賃金グループに適用されるものであるから、一律であるべきだが現実にはなおもこの複数制は解消されていない。そこでこの55件の地域別最低賃金を金額の段階別に区分したものを表2によってみると、最低1,300円未満4件から最高1,700~1,799円9件を両極に大

1) 石原孝一「最低賃金決定の実態と問題点」『日本労働協会雑誌』No.202, 1976年1月号。

きな格差が存在する。このうち、49年10月～50年2月の間に決定された地域別最低賃金の額により、都道府県を分類すると次のようになる。

1,700円台(9件)…東京, 大阪, 神奈川, 愛知, 兵庫, 千葉, 静岡, 三重, 岐阜

1,600円台(14件)…新潟, 埼玉, 石川, 山梨, 富山, 長野, 和歌山, 岡山, 奈良, 広島, 福岡, 茨城, 栃木, 福井

1,500円台(14件)…山口, 北海道, 徳島, 香川, 高知, 愛媛, 島根, 鳥取, 熊本, 大分, 長崎, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

1,400円台(2件)…山形, 佐賀

1,300円台(3件)…秋田, 青森, 岩手

この序列をみると当然ながら京浜, 京葉, 東海, 阪神の太平洋工業ベルト地帯の地域最低賃金が最も高く, これに次いで首都圏, 近畿圏内諸県が高く, 北海道, 山陰, 九州, 四国は低位グループに属し, 東北諸県は最も低い。最高の東京の地域別最低賃金1,794円(49年12月公示)を100

表3 産業別・職業別最低賃金の産業別決定状況
(昭和50年3月31日現在)

産 業		決定 件数	適用使 用者数	適用労 働者数
合 計		372	1,449	16,967
製 造 業	計	288	434	9,656
	食料品製造業	45	56	968
	繊維産業	39	86	1,426
	木材・木製品・家具・装備品製造業	50	56	643
	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	4	123
	出版・印刷・同関連産業	40	27	419
	化学工業	5	—	19
	ゴム製品製造業	1	—	23
	窯業・土石製品製造業	37	18	383
	機械・金属製品等製造業	47	184	5,587
	上記以外の製造業	9	3	65
非 製 造 業	計	84	1,015	7,311
	鉱業	2	1	43
	卸売業・小売業	47	984	7,041
	自動車整備業	28	28	213
	理容・美容・クリーニング業	5	2	7
	上記以外の非製造業	2	—	7

(注) 適用使用者数欄の「—」は500人未満の場合を表わす。
(資料出所) 表1, 2と同じ。

とすると, 最低の青森・岩手の1,360円(49年11月公示)は75であり25%の開きが存在する。その他の若干の府県の地域別最低賃金額とその格差については表4をみてほしい。

(2) 産業別最低賃金の地域格差

次に表3に示す産業別職業別最低賃金の決定状況によって適用労働者数の多い順序をみると製造業では機械金属の5,587千人, 繊維の1,426千人, 食料品968千人, 木材家具643千人, 出版印刷419千人, 窯業・土石383千人等の順となっている。非製造業では卸売小売業の7,041千人が圧倒的であり, これに次ぐのが自動車整備業の213千人である。産業別の最低賃金額をみると一般に機械金属, 自動車整備, 出版印刷等は高額ของกลุ่มに属し, 食料品, 繊維, 木材・家具等は低い方のグループに属する。しかし, 前記の石原論文が指摘するように, これはあくまで一般的傾向にすぎず「府県毎にはそれぞれの地域の特殊事情を反映して必ずしも一様ではない¹⁾」。石原氏は最低賃金の産業・業種間の格差を東京, 長野, 青森の3県について検討をされている。本稿の関心は同一産業・業種別最低賃金の地域間格差であるので, それを適用対象の多い機械金属, 繊維産業, 卸売・小売業の3業種について検討してみよう。それが表4である。ここに出てくる都道府県は昭和49年10月から50年2月までの間に当該産業での最低賃金を決定公示したものに限られる。地域別最低賃金も同じ時期に決定公示されたものをのせてある。最低賃金額がカッコ付きで二重ないし三重になっているのはさきに述べた如き複数建ての場合であり, 前記石原論文によると「産業別最低賃金決定の最近の傾向をみると複数制をとる県が多くなってきた²⁾」。このことは全国一律最低賃金の決定の仕方とその実効性にとって重要な問題を提起するがここでは触れない。

表4によると産業別最低賃金の地域格差は地域別最低賃金の場合に比して上下格差の開きが大きいことが認められる。地域別最低賃金の場合は最高の東京の100に対して最低の岩手のそれは75.8であり, また70台は岩手と秋田の2例にすぎない。

1) 石原孝一, 前掲論文

2) 同上

表 4 産業別・地域別最低賃金の地域間格差 (昭和50年3月31日現在)
(公示年月49年10月～50年2月のものに限る)

都道府県名	機械金属製品製造業			繊維産業			卸売・小売業			地域別最低賃金		
	日 額	公示年月	指数*	日 額	公示年月	指数	日 額	公示年月	指数	日 額	公示年月	指数
北海道	2,000 (1,750) (1,680)	50. 1	94.3 82.5 79.2	1,810 (1,680)	50. 1	86.6 (80.4)	1,810 (1,710) (1,680)	50.1	85.4 (80.7) (79.2)	1,560	50. 2	87.0
岩 手	1,800 (1,500)	49.10	84.9 (70.7)	1,700 (1,500)	49.12	81.3 (71.8)	1,680	49.12	79.2	1,360	49.11	75.8
秋 田	1,850 (1,530)	49.12	87.3 (72.2)	—***			1,690	49.12	79.7	1,385	49.12	77.2
福 島	1,840 (1,600)	50. 2	86.8 (75.5)	1,700 (1,480)	50. 2	81.3 (70.8)	1,700	50. 2	80.2	—		
埼 玉	2,100	50. 1	99.1	2,010	50. 2	96.2	2,080 (2,000)	50. 2	98.1 (94.3)	1,648	49.11	91.9
千 葉	—			1,980 (1,800)	50. 1	94.7 (86.1)	—			1,710 (1,630)	50. 1	95.3 (90.9)
東 京	2,120	49.11	100.0	2,090	50. 1	100.0	2,120	50. 1	100.0	1,794	49.12	100.0
神奈川	2,120	50. 1	100.0	—			2,070	50. 1	97.6	1,790 (1,600)	49.12	99.8 (89.2)
富 山	2,100 (1,760)	50. 1	99.1 (83.0)	1,850 (1,720)	50. 2	88.5 (82.3)	1,900	50. 1	89.6	1,640	50. 1	91.4
石 川	2,100	50. 1	99.1	1,700	49.12	81.3	1,900	50. 1	89.6	1,668	49.12	93.0
福 井	2,000	50. 2	94.3	1,780	50. 1	85.2	—			1,604 (1,444)	50. 1	89.4 (80.5)
岐 阜	2,100	50. 2	99.1	2,000 (1,800)	50. 2	95.7 (86.1)	1,900	50. 1	89.6	1,700	50. 1	94.8
愛 知	2,030	49.11	95.8	2,000	50. 1	95.7	2,030	50. 1	95.8	1,730	49.11	96.4
大 阪	2,170	49.12	102.4	2,100	49.12	100.5	2,130	49.12	100.5	1,790	49.10	99.8
兵 庫	2,150 (1,800)	50. 1	101.4 (84.9)	1,840	50. 1	88.0	2,050	50. 1	96.7	1,739 (1,610)	50. 1	96.9 (89.7)
鳥 取	1,950 (1,610)	50. 1	92.0 (75.9)	1,720 (1,510)	49.11	82.3 (72.2)	1,810 (1,540)	49.10	85.4 (72.6)	1,510	50. 1	84.2
島 根	1,950 (1,580)	50. 1	92.0 (74.5)	1,600	49.12	76.6	1,800	50. 2	84.9	1,500	50. 1	83.6
岡 山	2,220	50. 1	104.7	2,000 (1,800)	50. 1	95.7 (86.1)	2,000	50. 1	94.3	1,610	49.11	89.7
広 島	1,980	50. 2	93.4	1,900	50. 2	90.9	2,000 (1,800)	49.10	94.3 (84.9)	1,600	49.12	89.2
徳 島	—			1,800** (1,550)	50. 2	86.1 (74.2)	1,720	50. 1	81.1	1,535	50. 2	85.6
佐 賀	1,855	50. 1	87.5	—			1,760 (1,600)	49.12	83.0 (75.5)	1,495	49.12	83.3
大 分	1,900 (1,690)	50. 1	89.6 (79.7)	—			1,700 (1,620)	50. 2	80.2 (76.4)	1,500	49.11	83.6
宮 崎	1,820	50. 1	85.8	1,575	49.11	75.4	—			1,500	50. 1	83.6
鹿児島	1,890 (1,700)	50. 3	89.2 (80.2)	—			—			1,500	50. 1	83.6

(資料出所) 労働省労働基準局賃金福祉部「最低賃金決定要覧」昭和50年3月31日現在より作成。

* 指数はすべて東京の日額を100としたもの。

** 徳島の繊維は1,800(1,600), 1,650(1,550)の4本建だが欄内におさめるため二本だけをのせた。

*** 空欄はすべて公示年月が昭和49年10月～50年3月の時期以外のため故意にのせなかったもの。

い。これに対し産業別の機械金属では東京の100に対し最高の岡山は104.7、最低の岩手の二本建のうち低い方は70.7であり70台を示す県地域は7道県となる。繊維産業の場合も福島、岩手、鳥取各県二本建や低い方が東京の100に対して同じように71.8, 70.8, 72.2の約3割に近い低さを示

し、70台の数字は6県についてみられる。卸・小売業の場合もほぼ同様である。産業別最低賃金の地域間格差の開きが相対的に大きいのは、それが一般に地域別最低賃金よりも高水準にあること、それだけに一般賃金水準や生計費の地域間格差を反映させやすいこと、逆にいえばミニマムの生計

費ギリギリの地域別最低賃金にはそれだけの格差をつける余地がなく、その決定基準が後述の如く制度的にも統一化の傾向をもつたと云ってよいであろう。

ところで問題は、このような最低賃金の地域間格差のパターンが物価・生計費の上昇、一般賃金水準の上昇、最低賃金制の普及、雇用情勢の変化等の諸条件の推移のなかでどのように変ったのかということである。この点を検証するために利用可能な時系列のデータは筆者には限られており、それを整理する時間的余裕と紙幅もない。とくに地域別最低賃金の発展はここ数年であり、その間賃金水準の上昇は急速であったから、当然最低賃金制にも影響が多く、決定公示時点がいつであったかによって額はかなり違うから時系列的な変化をたしかめることは困難が伴う。それにもかかわ

らず、昭和47年8月から48年3月の間にきまった地域別最低賃金をまとめると、表5の如くなる。表4との地域別最低賃金と比較対照すべき同一の府県はやや少いが、高いグループである関東、東海諸県と、低いグループである東北・九州諸県との格差の動きはよみとれるであろう。これの比較によると地域別最低賃金の地域間格差（高いグループと低いグループ）間は二年間でむしろ拡大しているかに思われる。

全国一律最低賃金制と雇用問題

地域別最低賃金と産業別最低賃金の両者における都道府県間の格差の現状は、以上に見た如くである。かかる現状から出発して現実的かつ実効性ある全国一律最低賃金とはいかなる線で設定が可能なのであるか。春闘共闘委が当面の目標とした法定額である日額2,800円、時給350円は“全国どこでも、だれでも受取る権利のある”かけ値なしの最低賃金である。それは昭和50年1月から2月の間に決定公示された地域別最低賃金の最高である1,794円の1.56倍、最低の山形県の1,450円の1.93倍、つまりほとんど倍額に相当する。こうした非現実的要求が一挙に実現する道理がないことは、春闘共闘委も実はよく知る所である¹⁾。そうでなければ'76年春闘で総評や大阪の共闘委が失業対策賃金を一円上回る2,064円の地域別最低賃金を獲得した成果をあれほど謳歌する筈がないからである。それならば、現実的でしかも実効性のある額とはどのようなものか。

いうまでもなく、最低賃金制の課題の一つは、不公正な低賃金を存立条件とするような低能率な使用者や企業を淘汰し、産業の近代化や能率の向上をはかることによって全体としての賃金支払能力を高め、低賃金構造を漸次解消して行くことである。その一方、最低賃金制を実施するに当たっての最大の問題は雇用への影響である。最低賃金を

表5 地域別最低賃金の道府県間格差

(公示年月昭和47年8月～48年3月のものに限る)

道府県名	日 額	公示年月	指 数*
北海道	1,010	47.10	90.2
青 森	940 (850)	47.11	83.9 (75.9)
山 形	1,025 (920)	48. 3	91.5 (82.1)
群 馬	1,100	48. 3	98.2
千 葉	1,120 (1,000)	48. 2	100.0 (89.3)
神 奈 川	1,120 (1,000)	47. 8	100.0 (89.3)
富 山	1,000	47. 8	89.3
石 川	1,060	47.10	94.6
福 井	1,000 (900)	47. 8	89.3 (80.4)
山 梨	1,040	47.10	94.6
静 岡	1,100	47.12	98.2
三 重	1,060	47.10	94.6
奈 良	1,060	48. 3	94.6
和 歌 山	1,060	47.12	94.6
広 島	1,000 (970)	47. 8	89.3 (86.6)
徳 島	980 (900)	47. 9	87.5 (80.4)
愛 媛	1,015 (960)	48. 2	90.6 (85.7)
佐 賀	990	47.11	88.4
長 崎	1,020	47.11	91.1
熊 本	1,020	47.11	91.1
鹿 児 島	1,020	48. 2	91.1

* 指数は千葉・神奈川の1,120円を100.0とした。

(資料出所) 労働省労働基準局賃金福祉部「最低賃金決定要覧」昭和48年9月30日現在より。

1) 国民春闘を呼号して自己の陣営に結集する目的で未組織底辺労働者のための最低賃金の目標額を高く設定することは、労働組合員のために20%、3万円以上のベースアップというフッカケ要求を行うのと全く性質が異なる。未組織労働者はそのような要求の設定に参加する機会と権利をもたず、幻想的期待をあえて抱かしめた指導者の責任を追及する組織的手続きからも疎外されているからである。

支払えないような企業や使用者は淘汰されるのが当然だが、それらの限界的企業や使用者の所で雇用されていた労働者や、淘汰された業主とその家族従業員の失業者化をさげなければならない。失業者がかなりの量で発生すれば、最低賃金以下の賃金で労働力を供給しようとする圧力が強まり、なんらかの形で最低賃金の取り決めに違反する雇用関係が維持され拡大される危険が増大するからである。

けれども、実効性ある最低賃金制と失業の発生との阻止という二つの矛盾する課題を同時にとくことには次にあげるような困難がある。第1に最低賃金制の実施、またはその水準の引上げによって失業者を出さないためには、労働力需要の総体に変化がないこと、したがって、最低賃金の支払能力をもたない使用者や企業から排出された労働力は、他の支払能力ある使用者や企業の雇用によって吸収されるという条件がなければならない。この条件がみたされるためには、さらに二つの前提が必要である。一つは、現実に最低賃金で働くようなタイプの労働力の需給関係が逼迫しているか、あるいはこれらの労働力に対する需要の価格弾力性が小さいということである。だが、この前提がみたされるのはごくまれの場合である。現実に最低賃金制の適用をうけるような低賃金労働者の需給関係は緩いのが原則であり……不況や安定成長や労働力人口の老齢化はますますこの需給関係を緩和する……彼らは非熟練労働者なるが故にその需要の価格弾力性は高いのが普通である。もう一つの前提は、これらの労働者が、支払能力のない使用者や企業から支払能力あるそれへと労働移動を行うことが容易だということである。だが現実に最低賃金をうけている労働者の多くは、たとえば中高年齢者や主婦のようにきわめて限定されたローカルの労働市場内でしか雇用機会を見出せない人々であり、新しい雇用機会とより高い賃金を求めて移動する能力と範囲はきわめて限られていると見るべきである。

第2に、最低賃金的水準が高くなればなるほど、そしてその実施が厳格であればあるほど、雇用労働者としての適格性 (employability) の標準は高

まらざるを得ない。すなわち、この標準にみたない労働者、たとえば老齢者、病弱者、身体障害者、家庭主婦など、通常の労働者よりも低能率な労働者は雇用機会から排除されがちになる。そのため、最低賃金的水準が高ければ高いほど、最低賃金以下の低賃金で、労働力を供給しようとする労働者は増えるであろう。これらの雇用機会を求める低賃金労働力は最低賃金を適用されない家内労働や、労働基準監督官庁の眼が及ばず現実に最低賃金以下の低賃金を支払う零細企業に流れこみ、そこで労働力の需給関係を一層ゆるめ低賃金状態を悪化させるであろう。

第3に最低賃金の上昇によるコスト増に対して使用者は労働生産性の向上によってそれを吸収しようとするであろう。そして低賃金業種や職種は通常労働集約度が高いから合理化の余地が大きいであろう。だがこれらの企業が供給する生産物やサービスに対する需要が限られているとすれば……地場産業の零細企業の製品やサービスには需要の伸びがあまり期待できないものが多い……生産性の上昇は雇用量の縮小にそのままつながるであろう。生産性の向上が期待できない場合、最低賃金の引上げによるコスト増は、製品・サービスの価格引上げでカバーするほかはないが、それは当該製品やサービスに対する需要の価格弾力性が小さいことを前提とするか、或いは持続的なインフレーションの状況に於いてのみ可能であろう。持続的なコスト・インフレが社会の底辺にいる低賃金労働者やその他の“社会的弱者”の生活を破壊することは改めて述べるまでもないことである。

最低賃金の決定機構と決定基準

以上のように見てくると、最低賃金の法制化は雇用・失業問題を惹起する可能性が強く、このことは経済学の常識と云ってよい。したがって最低賃金の決定に当ってはできるだけ雇用の悪化をもたらず、しかも低賃金の底上げの実効性をもつ水準が選ばなければならない。そこで最低賃金の決定基準を何に求めるかが問題となる。最低賃金法第3条は、「最低賃金の原則」として「最低賃

金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」としているから法制上はこの三つが決定基準として明示されている。けれども現実には、この抽象的な概念がそのまま決定基準として役立つわけではない。労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力のいずれの概念も一義的な解釈を許さないからである。たとえば労働者の生計費にしても労働者の階層やタイプにより、水準は異なるし、生計費を構成する内容はさまざまである。通常の事業の支払能力と云ってもどのような事業が“通常”なのか、そもそも支払能力とは何かで論議は紛糾するであろう。ついでながら野党4党の共同法案は最低賃金の決定基準として「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費を基本として定める」とし、使用者の支払能力を軽視する立場をとっている。だが法文でこのように規定したからと云って決定基準がより明確になるわけではなく、使用者の支払能力が現実の決定に当たって考慮の外におかれるわけでもない。

それはともかく、最低賃金は現実に決定され、改訂されている。決定の責任者は労働大臣または都道府県労働基準局長であり、彼らは最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して決定をしている。最低賃金審議会は労、使、公益代表の三者構成である。このような決定機構における審議・決定の手続きからは慣行の蓄積によって最終的に依拠すべき決定基準が出てくる筈のものである。

この三者構成の機関による審議・決定のプロセスは当然のことながらきわめて政治的なものであり、最終的な決定はすぐれて政治的な妥協であろう。労働者委員が生計費原則に固執し、使用者側が支払能力原則をあくまでタテにしたとすれば、調整者たる公益委員には妥協をはかる余地を見出せないであろう。そこで結局は理論的根拠の乏しい尺度が決定基準として選ばれることになる。産業別・業種別最低賃金の場合は、当該産業業種の賃金分布をとってみて、下から10分の1とか10分の2とか、要するに最低賃金の決定や改訂が

及ぼす影響度をどの線または範囲に求めるかが労使で争われ、公益委員の調整によって妥協が成立するであろう。その調整に当たっては一般の賃金動向、物価・生計費の上昇率、労働力の需給指標、さらに既に決定をみた隣接のあるいは同じリフレンス・グループに属する府県や都市での金額が当然参考にされるであろう。

地域別最低賃金の場合は上記の如き考慮のほかに、というよりはもっと決定的な基準として制度的な要因が入るであろう。それは失業対策事業の賃金（失対賃金）である。従来、地域別最低賃金は事実上失対賃金を上限としてきめられてきた。それは地域別最低賃金を決定すればそれは当然失対労働者に適用されるからである。もちろん、地域別最低賃金が失対賃金を規定する関係にあるからと云って、後者が前者の上限にならねばならないという理論的根拠はない。だが、実際のところ、労働省の労働基準行政は過去において失対賃金を地域別最低賃金の上限にするよう政策的誘導を行ってきたと見られるフシがあるが、この点を国会で問題にされたり、春闘共闘委との交渉で追及された結果、1975年5月30日の中央最低賃金審議会に於ては、労働者側委員による「失対賃金と最低賃金額の関係を明確にする」との提案に対し、労働基準局長から「最低賃金は、その決定には三つの要素（生計費、賃金水準、支払能力）が明らかなので、これにもとづいて地賃（地方最低賃金審議会）で自主的に決定し労働省はこれを尊重する。失対賃金は、その場合、賃金事情の中の一つの参考資料とはなるが、それと最低賃金と関連づけて上限とするなどということは考えていない。直接の関連はない。」旨を答弁したと伝えられる¹⁾。けれども、労働省の公的に表明された政策がどうであれ、地域別最低賃金は失対賃金を1円や2円の象徴的な小額ならともかく、多少とも有意味な形で上回することは困難と思われる。なぜなら失対賃金が最低賃金に引きずられて上昇することは、失対事業予算の決定権を握る大蔵省の統制をはずれることを意味するからである。

1) 第50回総評定期大会春闘対策局報告、52頁。

現行の最低賃金制の役割と限界

このように見てくると、現行の審議会方式による最低賃金の決定基準は、当該産業・業種、あるいは当該地域における限界的使用者の支払能力が許容する線にかなり近接したものとなるであろう。現実に最低賃金をうけとるようなタイプの労働力の需給関係は、上述したように一般に供給側に不利であり、そのマイナスをカバーする機能を現在の最低賃金審議会はきわめて制限的にしか果たさないからである。したがって、現実にはきめられている最低賃金は、支払能力からみて最下層に属する使用者の大部分が多少の努力や無理をすれば払える額になるということである。もちろん、このことは限られた予算と人員の制約のなかで行われる労働基準監督行政の監視や、指導や説得の努力を不必要とするものではない。最低賃金が公布されても、故意または無知によって違反を行う使用者は数多く存在する。それに対する基準監督官庁の摘発は、昭和50年にいたってとみに積極化した。その成果は表6の示すごとくである。

表6 最低賃金違反行為数の推移

年(歴年)	基準監督官による摘発 事業所数	申告による違反事 業所数
昭和45年	888	41
46年	768	24
47年	677	86
48年	807	100
49年	836	127
50年	2,845	241

(資料出所) 労働省労働基準局賃金福祉部。

けれども、これらの違反事例は労働基準監督官庁の調査やその後の指導によって是正され、最低賃金法違反(同法44~46条)の罰則規定は事実上発動されることはない。それは同法の規定する罰金は最高一万円という小額であり、適用が無意味であることもあるが、それよりも、使用者は実際に支払った賃金と最低賃金の差額を支払えば済むわけであるから訴追を受ける事例が発生する可能性がもともと小さいのである。とくに一般の賃金水準の上昇率が急である時期には、ひとたびきめた最低賃金額も急速に陳腐化し、限界的使用者と

いえどもその支払は容易となるからである。

このように、最低賃金額が限界的使用者の支払能力の許容する線に近接した額できまるとすれば、現行の審議会方式による最低賃金の決定は、低賃金構造の是正ないし漸次的解消という最低賃金制ほんらいの目的をきわめて制限的にしか果たしていないと云えるだろう。それは、一般の賃金水準や生計費の上昇に合わせて自らの水準を上昇させるだけの自律的な力をもたず、また市場メカニズムが有効に作用しないような底辺の低賃金グループの賃金を一般賃金の上昇に追随させるような調整機能を果たすことはたしかであっても、賃金構造すなわち上下の賃金格差のパターンは、旧来のままほとんど変ることなく残存することになるからである。そのことは、最低賃金の決定がわが国の賃金ラウンド全体のなかでしめる地位と役割を考えれば一層明らかであろう。

すなわち、わが国の賃金ラウンドは、まず大手の組織労働者の賃金が春闘できまり、それが未組織を含む中小企業に程度の差こそあれ波及し、それらの結果に基づいて人事院勧告が出され、ついで予算編成期となって失対賃金できまる。そこで一般賃金や失対賃金の上昇に立遅れた底辺の低賃金グループの賃金調整が最低賃金審議会の課題として登場する。つまり審議会方式による最低賃金制の決定ないし改訂とは、一般賃金の動きに自力では追随できない低賃金の後追いつ的な調整を行うことなのであり、底辺の低賃金の水準訂正ではあっても、格差の縮小による構造の改善につらなるとはいいがたいのである。これこそがわが国の現在の審議会方式による最低賃金制のもつ根本的な限界だと云ってよい。

全国一律最低賃金制がなし得ること

それだからと云って、全国一律最低賃金制がこの事態を救うことにはならない。地域別最低賃金が当該地域の限界的使用者の支払能力が許容する線に近接した額できまるとすれば、同じ理由によって、全国一律最低賃金はそれがかりに設定されるとすれば、現行の大きな地域間格差をもつ地域別最低賃金のなかでも最低のグループの額に引き

ずられることになる。中央最低賃金審議会も地方最低賃金審議会と同様労、使、公益の代表の三者構成の組織であるから、そこでの審議と決定のプロセスも同様な政治的性格のものになろう。地域別最低賃金をきめるに当って、地方最低賃金審議会が考慮せざるを得なかった諸事情や最終的に準拠した基準を中央の審議会が無視したり、まったく独自の基準を打出せる道理がないからである。春闘共闘委が主張し、4野党共同法案で規定されているように、現行の最低賃金審議会を最低賃金委員会に変え、その権限を答申から決定権へと強め、3者構成のうち公益委員の数を労使委員の半分にしたところで事態は全く同じことである。

そうなると中央最低賃金審議会がかりに全国一律最低賃金をきめるとすれば¹⁾、それは既設の地域別最低賃金の最低に近い線を全国一律最低賃金として確認するか、一定の期間の間に予想される一般賃金水準や失対賃金の増額分を考慮してその最低線に若干の上積みをおおきく行なう程度以上にでないであろう。実は、全国一律最低賃金が地域別最低賃金のうち最低の線に即してきまることが予想するが故に労働4団体の統一要求書も全国一律最賃によって“実効性のあがらない産業、業種、地域に関しては全国一律最低賃金にうわすみすることができる”としているのである。この“うわすみ”額を決定する場合は地方最低賃金審議会以外にないのであるから、そこでの審議のプロセスや考慮すべき要素や決定の基準は、全国一律最低賃金がない場合と実質的に変りはないであろう。むしろ、すでに全国一律最低賃金より高い水準にある地域別最低賃金をもつか、或いは“うわすみ”を求める都道府県では、権威ある中央最低賃金審議会のきめた全国一律最低賃金が存在するが故に、その線に引きずられて“うわすみ”の幅

を拡大することが困難になる場合がある。そうなると全国一律最低賃金とは、低賃金労働者の特定グループに対してはまさに全国一律最高賃金になりかねないのである。

低賃金構造の改善と労働組合の課題

以上の様にみえてくると実効性ある全国一律最低賃金の法制化は現状ではきわめて困難であり、かりに法制化をしてみてもその実益がどの程度に保障されるかは甚だ疑問である。したがって春闘共闘委が全国一律最低賃金制ができれば低賃金構造が打破され、ひろく未組織労働者への賃金水準が改善されるかの如く宣伝するのは虚妄の弁であり、このような錯覚を抱かせることは“国民春闘”に不信を招くのみである。

誤解をさけるため敢えていえば、筆者は低賃金構造の是正の必要を否定するものでは決してない。だがそのためのアプローチの決め手が、春闘共闘委の主張するごとく全国一律最低賃金の法制化にあるとは思わないだけの話である。労働組合にしても、現行の最低賃金法や職業安定法の枠の中で行い得る努力を十全に果しているとは思えない。紙幅がないので二、三の点に限って指摘すれば次の如くである。

第1に、最低賃金法第11条による労働協約の拡張適用方式による最低賃金の設定は表1にみるとく僅かに7件、適用労働者数は9,000人（実効6,000人）にすぎない。この適用労働者数は昭和45年12月末の数字と全く変らない。11条方式で最低賃金協定を獲得した組合はいずれも地方の製糸、塗料関係の比較的小規模の組合にすぎない。労働組合側はこの11条方式が普及しない理由を、拡張適用の条件が協約でカバーされる労働者数ばかりでなく使用者の3分の2以上といういわゆる“使用者要件”のきびしさに求めている。だがそれならば労働組合はまず産業別・業種別労働協約を締結する運動を中小企業労働者の組織化の運動と併行して積極的に展開し、その成果を地方最低賃金審議会にもち上げた上で“使用者要件”の問題を争うべきであろう。協約の拡張適用の公的承認をとることが困難だということは、未組織労働

1) 昭和51年3月23日付『朝日新聞』の報道によれば同22日全国一律最低賃金制の取扱いを審議した中央最低賃金審議会は結論を出せず、①地域最低賃金が全都道府県に普及したのに伴い、最低賃金制の本質、地域・最低賃金の性格、産業別最低賃金との関係などについて検討する必要がある。②地域最低賃金の決定方式についてはなんらかの改善の必要がある。③以上の結果から最低賃金決定では、中央最低賃金審議会が積極的機能を發揮する方向で検討する——の三点の小委員会報告が示されたに留まった。

者の組織化や労働協約適用対象の拡大という労働組合本来の任務をおろそかにする理由にはならない¹⁾。

第2に、決定された最低賃金の周知徹底についての労働組合側の努力と責任の問題である。わが国の労働組合は企業別組合が主要な組織形態であり、しかも大体は中規模企業以上の相対的に恵まれた労働条件をもつ労働者の組織であるから、最低賃金の周知徹底について直接の利害関係をもたないが故に関心はきわめて薄い。最低賃金法第19条は使用者の周知義務を規定してはいるが、ひとたびきまった最低賃金の周知徹底や違反に対する摘発の活動は労働基準監督官庁の活動にまかせるだけというのが実情であろう。だが、企業別組合といえども下請企業の労働条件の規制を行うことは可能であり現実に行っている事例は存在する。また、地区労や地区同盟の如き地域連合体は、選挙活動等の政治活動に捧げている時間とエネルギーの一部をこの最低賃金の周知徹底や違反摘発の活動にさくことは十分に可能であろう。

1) わが国の労働組合による未組織労働者の組織活動上の問題点については拙稿「未組織労働者の組織化について」『日本労働協会雑誌』No. 174, 昭和48年9月号を参照。

第3に、これは氏原正治郎教授がよく指摘することだが²⁾、職業安定法第45条による労働組合の労働者供給事業や同33条による労働組合の無料職業紹介事業の活用である。労働組合はこれらの規定によって他の個人や団体のもたない特権をもっているにもかかわらず、これらの機能を積極的に果そうとしていない。建設労働者の組合や一部の自動車運転手の組合は現実に労働者供給事業を行っているし、他にもその資格をとっている組合もあるが、その活動は積極的でない。これらの労働者供給事業や職業紹介事業は、産業別・業種別の最低賃金を守らせ普及・改善するためにもっと活用されてよい。

最低賃金制を通じて低賃金構造の克服をめざす運動は、未組織労働者の組織活動と緊密に結びついた、もっと日常的で地道な、しかも多面的なアプローチを通じて追求すべき長期的な課題なのであって、そのような姿勢と決意でとりくまれることによってのみ、国民の福祉改善につらなることが期待されるであろう。

2) 氏原正治郎・佐賀健二“最賃法の問題点と最賃闘争の課題”『月刊労働問題』No. 221, 1976年4月号。